第 2 期

新させぼっ子 未来プラン

~"キラッ人"で子育てしやすいまちづくり~

次世代育成支援佐世保市行動計画

佐世保市子ども・子育て支援事業計画

令和2年度▶令和6年度



佐世保市



第2期 新させぼっ子未来プランについて

計画の位置づけ

本市における子どもと子育てに関する施策を総合的に推進するための計画です。

本計画は、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画と、「子ども・子育て支援法」に基づく市町村事業計画として位置づけるとともに、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づくひとり親家庭等自立促進計画と、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく市町村計画の内容を含みます。

計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5か年計画とします。

計画の基本方針

【佐世保市が目指す都市像】

- 育み、学び、認め合う「人財」育成都市
 - ▶▶望まれる姿
 - …子どもを安心して産み、楽しく育て、子どもが健やかに成長できるまち

いわゆる「**量から質へ」**を主な社会的背景として、将来像の実現のため、**子ども・子育てを支える「人財」育成**の観点を重視しながら、以下の**3つの施策**のもと、計画的な取組の展開を図ります。

● **母子保健の推進と** 安心な育児環境の充実 地域での 子どもと子育ての支援

● 幼児教育・保育の充実

多様化及び深刻化する環境変化への対応力と、シビックプライド(市民・都市の誇り)を拠り所とした市内外への発信力が求められる中、以下の4つの包括的重点プロジェクトを設定し、施策横断的な推進を図ります。



計画の体系

都市像	施策	施策の方向性	具体的な取組				
			①幼児期から思春期における「いのちの教育」の推進	1			
		(1)妊娠·出産等に 関する知識の普及	②ライフデザイン構築のための支援				
	1		③食育による子育て支援				
	子。		①安全で健やかな妊娠・出産への支援				
	健の		②乳幼児健康診査の適切な実施				
子	推進	(2)母子への切れ目	③家庭訪問による支援				
5	と安	ない支援と育児 不安の軽減	④子どもに関する相談支援				
を 安	心な	T XV/+I/M	⑤児童虐待の未然防止				
心し	母子保健の推進と安心な育児環境の充実		⑥ひとり親家庭等の自立促進(佐世保市ひとり親家庭 等自立促進計画)	子	子	?	市
を産	境の	(3)子どもの療育と	①子ども発達センターと地域での障がい児支援	きもの	ともの	クニ	市民目線
み、	充 実	発達支援	発達支援 ②すぎのこ園での障がい児支援				
子どもを安心して産み、楽しく育て、子どもが健		(4)経済的支援の充実	①児童手当・児童扶養手当制度の適切な実施	一の安	対 策	・バラ	子育
育		(4) 程序的又接90元天	②福祉医療制度の運用	全を完	プロジ	シスポ	て情報
7	2		①地域子育て支援機能の充実	する。	子	進。	発
7			②ファミリーサポートセンターの運営	白ジ	 	進プロジェクー	[편]
もが	地域での子	(1)地域における	③子育て支援サークルの自主的活動へのサポート	方ト		ずん	ジェク
や		子育て支援の充実	④子育てサポーターの養成			Ċ	ŕ
かに	ا کے		⑤子育て支援意識の高揚				
かに成長できるまち	どもと子育ての支援		⑥事業者の子育てに対する理解促進				
でき	の支	(2)地域における子ども	①新・放課後子ども総合プランに係る取組の推進	_			
るま	援	の健全育成	②施設の利活用による地域での子どもの居場所づくり				
ち	3	(1)幼児教育・保育に	①幼児教育・保育環境の充実	_			
	幼児	おける量の確保と質の向上	②幼児教育・保育の質の向上				
	幼児教育・保育の充実		①延長保育等の実施				
	· 保 育	(2)幼児教育・保育に おける多様な事業・	②病児保育の推進				
	の 充	サービスの展開					
	実		③その他の保育事業				

各施策の方向性

母子保健の推進と安心な育児環境の充実



(1) 妊娠・出産等に関する知識の普及

幼児期から思春期における健康教育や啓発活動等を通じ、妊娠・出産等に関する正しい知識の普及を図ります。

(2) 母子への切れ目ない支援と育児不安の軽減

地域で孤立することなく、安心して妊娠、出産、子育てができるよう、子育て世代包括支援 センター(ままんちさせぼ)を中心に、子ども・子育てに関する様々な相談に対応します。 また、関係機関と連携・協力しながら、包括的な支援を実施することにより、児童虐待の未 然防止を図るなど育児不安の軽減に取り組みます。

(3) 子どもの療育と発達支援

子ども発達センターを中心に関係機関と連携し、障がいや発達に心配のある子どもに対する 療育支援を行います。

(4) 経済的支援の充実

児童手当や児童扶養手当、福祉医療費について適切に制度を運用し、周知・広報の強化による認知度の向上を図るとともに、事務手続きの簡素化・効率化を進め、市民にとって利便性の高い支援を行います。

2 地域での子どもと子育て支援



(1) 地域における子育で支援の充実

地域子育て支援センター、ファミリーサポートセンター等の事業を推進します。また、子育 て講演会の開催等を通じ、地域で子どもや子育てを支えるという市民意識の醸成を図ります。

(2) 地域における子どもの健全育成

放課後児童クラブの運営等による子どもの健全育成に資する居場所づくりを推進します。また、天候に影響を受けることなく、子どもと保護者が利用できる「屋内遊び場」の整備を官民連携のもとで、名切地区の公園内に整備し、運営を行います。

3 幼児教育・保育の充実



(1) 幼児教育・保育における量の確保と質の向上

幼稚園や保育所、認定こども園等の需要に対して、定員の拡充や保育士等の確保を通じ、必要な供給量を確保します。また、幼児教育センターを中枢として、調査・研究や幼稚園教諭・保育士に対する各種研修・講座の開催等を行い、幼児教育・保育の質の向上を図ります。

(2) 幼児教育・保育における多様な事業・サービスの展開

共働き家庭や多様な就労形態等に対応するため、延長保育、一時預かり、病児保育等について市民ニーズに対応できる体制を整えながら、様々な事業・サービスを展開します。



子ども・子育て支援事業計画

教育・保育の「量の見込み」と「確保方策(確保量)」

本計画は、子ども・子育て支援法に基づき、教育保育提供区域を設定し、教育・保育に係る事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示すものです。本市に居住する子どもについて、「現在の幼稚園・保育所・認定こども園・認可外保育施設等の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて以下の区分を設定します。

1号認定

3~5歳の幼児期の教育を受ける子ども(第19条1項1号に該当:教育標準時間認定)

2号認定

3~5歳の保育の必要性のある子ども (第 19 条1項2号に該当:満3歳以上・保育認定)

● 3号認定

0~2歳の保育の必要性のある子ども (第 19 条 1 項 3 号に該当:満 3 歳未満・保育認定)

本市では、計画期間中における教育・保育の「量の見込み」と「確保方策(確保量)」を以下のように設定します。

教育・保育の量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度
1号認定	2,993	2,875	2,817	2,785	2,788
2号認定	3,516	3,377	3,309	3,270	3,275
3号認定(0歳)	946	972	996	1,007	1,020
3号認定(1・2歳)	2,577	2,694	2,736	2,759	2,770
合 計	10,032	9,918	9,858	9,821	9,853

(単位:人)







教育・保育の量に係る需給については、既存施設の範囲において、一定のバランスが保たれているものと考えられます。地域別のニーズに対しては、教育・保育環境の整備におけるソフト及びハード両面での対応を視野に入れながら、適切かつ柔軟な運用を図っていくことが求められます。

確保方策の方向性

	令和 2 年度 10,032人		令和3	年度 9,	918人	令和4年度 9,858人			令和5年度9,821人			令和6年度 9,853人				
	認定	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
	量の見込み	2,993	3,516	3,523	2,875	3,377	3,666	2,817	3,309	3,732	2,785	3,270	3,766	2,788	3,275	3,790
	特定教育保育 施設	2,259	3,472	3,394	2,141	3,333	3,537	2,083	3,265	3,603	2,051	3,226	3,637	2,054	3,231	3,661
確保	保育事業	0	18	29	0	18	29	0	18	29	0	18	29	0	18	29
方策	確認を受け ない幼稚園	734	0	0	734	0	0	734	0	0	734	0	0	734	0	0
	認可外保育 施設	0	26	100	0	26	100	0	26	100	0	26	100	0	26	100
	合計 (再掲)	2,993	3,516	3,523	2,875	3,377	3,666	2,817	3,309	3,732	2,785	3,270	3,766	2,788	3,275	3,790

(単位:人)

地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策(確保量)」

本市では、計画期間中における地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策(確保量)」を以下のように設定します。

事業		区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	
	基本型	量の見込み (実施体制)	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	
①利用者支援事業 教育·保育施設や地域の子育て支援に	特定型	確保方策 (実施体制)	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	
ついて情報収集を行うとともに、利用 希望者への相談に応じ、関係機関等と の連絡調整等を実施する事業。	母子保健	量の見込み (実施体制)	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	
	健型	確保方策 (実施体制)	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	
②地域子育て支援拠点事業	_	量の見込み あたり延べ利用人数)	8,290 人	8,200 人	8,120 人	8,030 人	7,950 人	
乳幼児とその保護者が相互の交流を 行う場所を開設し、子育てについての 相談、情報の提供、助言その他の援助 を行う事業。	確保方策 ^(実施体制)		*公立の施設での対応及び民間施設への委託を通じ、子育て支援事業として「交流の場の提供 交流促進」、「子育てに関する相談・援助」、 「地域の子育て関連情報の提供」、「子ども 子育て支援に関する講習」等を実施。					
が <mark>妊婦健康診査</mark> 妊婦と胎児の健康の保持・増進を図る		量の見込み (受診人数) 延べ受診回数)	1,960 人 23,520 回	1,930 人 23,160 回	1,900 人 22,800 回	1,870 人 22,440 回	1,840 人 22,080 回	
ため、妊婦に対する健康診査を実施するとともに、妊娠期間中の医学的検査 を実施する事業。		確保方策	· 実施場所:医療機関 · 実施時期:随時実施					

事業		区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度			
④乳児家庭全戸訪問事業		の見込み ^{対象者数)}	1,910 人	1,890 人			1,800 人			
生後4か月までの乳児がいる全家庭 を訪問し、「子育て支援に関する情報 提供」、「乳児・保護者の心身の状況 及び養育環境の把握」、「養育につい ての相談」を行う事業。		隺保方策 _{実施体制)}	成 30 st 人)が *家庭訪 ター養	∓度:14 人 訪問。 問員は、↑ 成講座を受	、)、助産的	- 実施。家庭語 所(平成 30 ている子育 E期間、子育 者。	年度:5			
⑤養育支援訪問事業及び子どもを 守る地域ネットワーク機能強化		の見込み ヾ訪問世帯数)	170 件	170 件	170 件	170 件	170 件			
事業 (イ)養育支援訪問事業 児童の養育に支援が必要な家庭に対し、訪問による支援を実施し、家庭において安定した児童の養育が行えるようにする事業。		崔保方策 _{実施体制)}	*市(子ども保健課)において実施。 *養育支援家庭訪問員(平成30年度:5人)、 養育支援助産師(平成30年度:5人)が訪問。 *1回あたりの支援時間は2時間以内とし、回数は8回を限度。							
(ロ)子どもを守る地域ネットワーク			実施	実施 実施 実施 実施 実施						
機能強化事業 虐待問題や子育て家庭の様々な問題 に対する予防や対応などを協議し、関 係施設・機関等とともに包括的なサポ ートを行う事業。		施の有無 _{実施体制)}	*「佐世保市子ども安心ネットワーク協議会」における委員会や検討会の定期的な開催、必要に応じた個別ケース会議の開催を通じ、子どもを守るための包括的なサポートを行います。							
6子育で短期支援事業 保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難とな		の見込み ^{ベ利用人数)}	130 人	130 人	130 人	130 人	130人			
った児童について、児童養護施設等において必要な保護を行うショートステイ事業 及び夜間養護等を行うトワイライトスティ事業。		崔保方策 ベ _{利用人数)}	130 人	130 人	130 人	130 人	130 人			
プファミリーサポートセンター事業 乳幼児や児童(小学生)の預かり等の 援助を受けることを希望する者(依頼		の見込み ベ利用人数)	1,740 人	1,750 人	1,770 人	1,790 人	1,810 人			
会員)と当該援助を行う者(提供会員) との相互援助活動に関するコーディ ネートを行う事業。		崔保方策 ^{ベ利用人数)}	1,740 人	1,750 人	1,770 人	1,790 人	1,810 人			
	幼 稚 園	量の見込み (延べ利用人数)	128,700 人	132,250 人	138,030 人	144,820 人	153,340 人			
8一時預かり事業 一時的に家庭での保育が困難となっ た乳幼児について、幼稚園、保育所、	幼稚園在園児	確保方策 (延べ利用人数)	128,700 人	132,250 人	138,030 人	144,820 人	153,340 人			
認定こども園その他の場所において、 一時的に預かり、必要な保育を行う	幼 稚 園 在	量の見込み (延べ利用人数)	4,040 人	3,580 人	3,180 人	2,820 人	2,500 人			
事業。	在園児以外	確保方策(延べ利用人数)	4,040 人	3,580 人	3,180 人	2,820 人	2,500 人			

事業	区分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	
⑨延長保育事業 保育認定を受けた子どもについて、		の見込み 用実人数)	3,670 人	3,670 人	3,670 人	3,670 人	3,670 人	
保育所、認定こども園等において、 通常の 11 時間の保育時間を超えて 保育を実施する事業。	確保方策 (利用実人数)		3,670 人	3,670 人	3,670 人	3,670 人	3,670 人	
⑩病児保育事業 児童が発熱等急な病気となった場合、		の見込み ベ利用人数)	3,200 人	3,200 人	3,200 人	3,200 人	6年度3,670 人3,670 人3,670 人9,408 人996 人855 人196 人115 人3,255 人部施副ななっ記事を	
病院・保育所等に付設された専用スペース等において、保育士等が一時的に保育する事業。		催保方策 ^{ド利用定員数)}	9,408 人	9,408 人	9,408 人	9,408 人	9,408 人	
	量	全体	2,736 人	2,843 人	2,955 人	5年度 62 3,670 人 3,67 3,670 人 3,67 3,200 人 3,20 9,408 人 9,40 3,027 人 3,08 978 人 99 839 人 85 565 人 57 339 人 19 113 人 11 3,215 人 3,25 一実施 利用実施状ます。 かこのきますをいいきます。	3,082 人	
 ①放課後児童健全育成事業(放課後	の 見 込	1 年生	880 人	916 人	954 人	978 人	996 人	
児童クラブ)	込 み	2 年生	753 人	785 人	818人	839 人	855 人	
保護者が就労等によって昼間家庭に	(利	3年生	507 人	528 人	551 人	565 人	575 人	
いない児童に対し、放課後や学校が休	用実	4 年生	314 人	323 人	332 人	339 人	345 人	
みの時などに、保護者が帰宅するまで の時間に遊びや生活の場を提供し、そ	用実人数)	5 年生	178 人	184 人	189 人	193 人	196 人	
の時間に遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業。	(6 年生	104 人	107 人	111人	113 人	115人	
		催保方策 ^{刊用定員数)}	2,975 人	3,055 人	3,135 人	3,215 人	3,255 人	
②実費徴収に係る補足給付を行う 事業 子どもが幼児教育・保育を受けた場合 において、保護者が支払うべき日用	実	施の有無	実施 実施 実施 実施 実施 実施					
品、文房具等の購入に要する費用や給 食費(副食材料費)等について、世帯 所得の状況等を勘案して、その一部を 助成する事業。	(実施内容)						
13 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 「新規参入施設等への巡回支援」 市町村が教育・保育施設、地域子ども・ 子育て支援事業に新規参入する事業者に対して、事業経験のある者を活用して巡回支援等を行う事業。 「認定こども園特別支援教育・保育経費」 健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園に対して、職員の加配に必要な人件費の一部を助成する事業。	今	今後の方針 *国の状況等を見ながら、必要に応じ、事業等について検討していきます。						

第2期 新させぼっ子未来プラン【ダイジェスト版】

発行年月:令和2年3月

発 行:佐世保市子ども未来部子ども政策課

(〒857-0042 佐世保市高砂町5番1号)

電 話:0956-24-1111 (代表) 電子メール:kodosei@city.sasebo.lg.jp

